

より具体化された米国のシステム上重要な ノンバンク金融会社の決定プロセス

小立 敬

■ 要 約 ■

1. 米国の FSOC は 2011 年 10 月 18 日、システム上重要な金融機関として、FRB の監督下に置かれ特定のプルーデンス規制が適用されるノンバンク金融会社の決定に関する 2 回目の規則提案とガイダンスを公表し、3 つのステージで分析・評価を行う手続きを示した。
2. ステージ 1 では、①連結総資産、②CDS 残高、③デリバティブ債務、④借入金・債券残高、⑤レバレッジ比率、⑥短期債務比率という 6 つの定量指標に基づいてスクリーニングが行われる。①の連結総資産 500 億ドル以上という基準を満たし、かつ②から⑥の基準のうち少なくとも 1 つの基準に該当するノンバンク金融会社は、次のステップとしてステージ 2 の分析・評価に進む。
3. ステージ 2 では、①相互関連性、②非代替性、③規模、④レバレッジ、⑤流動性リスク、マチュリティ・ミスマッチ、⑥既存の規制当局の監視の程度という 6 つのカテゴリーに関する評価が行われ、ステージ 3 では、ノンバンク金融会社から直接収集する情報を含め、①レゾルバビリティ（＝破綻処理の実行可能性）、②オペレーションの不透明性、③複雑性、④既存の規制当局の監視の程度や質が考慮される。
4. ステージ 1 において定量的な情報に基づくスクリーニングが導入されたことで決定プロセスの客観性は向上したが、特にステージ 3 では、レゾルバビリティ、オペレーションの不透明性、複雑性、既存の規制当局の監視の程度までもが評価対象となることから、FSOC の判断によって結果が左右される。FSOC は依然として強い裁量権をもっていることには留意が必要であろう。

FSOC による 2 回目の提案

米国の金融安定監督カウンスル（FSOC）は 2011 年 10 月 18 日、ドッド＝フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下、「ドッド・フランク法」）の下、いわゆるシステム上重要な金融機関として、連邦準備制度理事会（FRB）の監督下に置かれ

特定のブルーデンス規制が適用されるノンバンク金融会社（nonbank financial company）の決定に関する規則提案とガイダンスを公表した¹。FSOC はすでに 2011 年 1 月にノンバンク金融会社の決定に関する最初の規則提案を公表しており、今回は FSOC による 2 回目の提案となる²。1 月の規則提案については、基準が曖昧で FSOC の裁量が大きくなりすぎるとの懸念が金融業界に加えて議会からも寄せられた。そのため、FSOC は特に議会の批判に応えるかたちで、2 回目の規則提案と決定プロセスをより具体化したガイダンスを公表したものである。

ドッド・フランク法 113 条は、米国の金融の安定に脅威をもたらすノンバンク金融会社を FRB の監督下に置き特定のブルーデンス規制の対象とすることを決定する権限を FSOC に与えている。ドッド・フランク法によって設置された FSOC は、財務長官を議長として各連邦規制当局の長によって構成される組織である³。FSOC のメンバーの 3 分の 2 以上の投票（議長の賛成票を含む）により、ノンバンク金融会社の重大な財務上のストレスまたはその性質、範囲、規模、集中度、相互関連性、業務の組み合わせが、米国の金融の安定にとって脅威となると判断された場合に、FRB の監督下に置き、通常よりも厳しいブルーデンス規制の対象とすることが決定される。ブルーデンス規制には、リスクベースの資本規制、レバレッジ規制、流動性規制、破綻処理計画、信用エクスポージャー報告、集中制限が含まれる。

ノンバンク金融会社とは、「金融業務を支配的に行っている」（predominantly engaged in financial activities）会社であり、当該会社およびその子会社の「本源的な金融業務」と預金保険対象機関の所有・支配から得られる年間のグロス収入が、当該会社の連結ベースの年間のグロス収入の 85% 以上を占めていること、当該会社、その子会社の本源的な金融業務および預金保険対象機関の所有・支配に関する資産が、当該会社の連結総資産の 85% 以上を占めていることのいずれかを満たす場合に該当する⁴。ノンバンク金融会社は、連邦法・州法に基づいて設立された米国ノンバンク金融会社（U.S. nonbank financial company）と米国外で設立された外国ノンバンク金融会社（foreign nonbank financial company）に分かれており、銀行持株会社等が除かれる⁵。

FSOC が公表したガイダンスは、FRB 監督下に置かれ特定のブルーデンス規制が適用さ

¹ <http://www.treasury.gov/initiatives/fsoc/Pages/notice-of-proposed-rulemaking.aspx>.

² 小立敬、磯部昌吾「米国 FSOC によるシステム上重要なノンバンク金融会社の指定基準の規則提案」『野村資本市場クォーター』2011 年春号（ウェブサイト版）を参照。

³ 財務長官の他に議決権を有するメンバーとして、FRB 議長、証券取引委員会（SEC）委員長、商品先物取引委員会（CFTC）委員長、連邦預金保険公社（FDIC）総裁、通貨監督庁（OCC）長官等が含まれる。

⁴ 銀行持株会社法 4 条(k)に規定する本源的な業務の従事（engaging in activities that are financial in nature）とは、金銭・証券の貸付、交換、譲渡、他人のための投資、保護預かり、保険の引き受け、代理業務、投資会社への助言を含む金融、投資、経済の助言サービス、銀行の直接保有が認められる資産プールの権利を表す商品の発行・販売、証券の引き受け、ディーリング、マーケット・メイキング、マーチャント・バンキングまたは保険会社のポートフォリオ運用等を含む。

⁵ 銀行持株会社以外に米国ノンバンク金融会社から除外されるものとして、国法証券取引所（その親会社）、清算機関（その親会社）、スワップ執行ファシリティ、スワップ取引情報蓄積機関等も挙げられている。また、外国ノンバンク金融会社については、米国で銀行持株会社として取り扱いを受ける会社、つまり外国銀行の米国支店は対象から外れる。

れるノンバンク金融会社を FSOC が決定するプロセスとして 3 段階で分析・評価を行う手続きを設けており、当初の規則提案よりも具体的な判断基準を提示するものとなっている。具体的には、以下の 3 段階アプローチによってノンバンク金融会社の決定が行われる。

- ステージ 1：公表されているデータに基づくノンバンク金融会社のスクリーニング
- ステージ 2：スクリーニングを通過したノンバンク金融会社を対象に、規制当局が保有する情報、関係する母国当局が有する情報、ノンバンク金融会社から自発的に提供される情報に基づく分析・評価
- ステージ 3：ノンバンク金融会社から直接収集した情報（機密性の高いビジネスやストラクチャーに関する情報を含む）に基づくさらなる分析・評価

以下では、FSOC が公表したガイダンスを中心に、FSOC が FRB 監督下に置かれ特定のプルーデンス規制が適用されるノンバンク金融会社を決定するプロセスとその判断基準を整理する。

ステージ 1 のスクリーニング

ステージ 1 では、6 つの定量的な指標に基づいてスクリーニングが行われる。具体的には、連結総資産、クレジット・デフォルト・スワップ (CDS) の残高、デリバティブ債務、借入金・債券残高、レバレッジ比率、短期債務比率である。このステージでは、の連結総資産 500 億ドル以上という基準を満たし、かつ から の基準のうち少なくとも 1 つの基準に該当するノンバンク金融会社は、次のステップとしてステージ 2 の分析・評価が行われることとなる。

連結総資産

- 米国ノンバンク金融会社は、グローバルの連結総資産が 500 億ドル以上、外国ノンバンク金融会社は、米国における連結総資産が 500 億ドル以上という基準を設定⁶。なお、連結総資産 500 億ドルは、ドッド・フランク法において厳格なプルーデンス規制が課せられる銀行持株会社の基準と同じ水準。

CDS 残高

- ノンバンク金融会社が参照エンティティとなっている CDS の想定元本（グロス）が 300 億ドル以上という基準を設定。なお、この CDS 残高は他の指標とは異なり、ノンバンク金融会社自身がコントロールできない基準である。

デリバティブ負債

- デリバティブ負債として、デリバティブ契約の負のポジションの公正価値（マスター・アグリーメントによるネットティング、同一カウンターパーティの現金担保を

⁶ 顧客資産が含まれるのかどうかは明記されていないが、レバレッジ比率や短期債務比率の計算では顧客勘定を除くと記述されていることからすると、連結総資産の基準は顧客勘定を含むと考えられる。

ネットで考慮後)が35億ドル以上という基準を設定⁷。

借入金および債券残高

- 借入金と債券発行の残高を合計して200億ドル以上という基準を設定。ノンバンク金融会社による大きな額の借入金と債券発行は、相互関連性の代理変数であるとの見方。

レバレッジ比率

- 連結総資産と総資本 (total equity) の比率を 15 : 1 に設定。レバレッジ比率の計算では、連結総資産から顧客資産 (separate account) が控除される。

短期債務比率

- 連結総資産に占める短期債務 (満期まで12ヵ月以内) の比率が10%以上という基準を設定。この計算においては、連結総資産から顧客資産が控除される。

これらの6つの定量的な指標は、一般に公表データに基づくものであることから、FSOC以外にノンバンク金融会社自身や市場参加者がどのノンバンク金融会社がステージ1のスクリーニングを通過したかを把握することが可能となる。当初の規則提案と比較すると、ノンバンク金融会社の決定プロセスにおける透明性が向上するかたちである。ただし、FSOCは統一的な6つの定量指標によって、すべてのノンバンク金融会社が金融の安定に与える影響を捕捉することは困難であるとしており、限定的なケースとして、ステージ1の当初から代替性や既存の規制当局による監視の程度といった対象会社に固有の定量・定性情報に基づいて評価することがあるとする。

ステージ2における分析・評価

ステージ2においては、ステージ1のスクリーニングを通ったノンバンク金融会社を対象に、対象会社が属するセクターや個々の会社に固有の要素に基づいて、米国の金融の安定に与える潜在的な脅威に関する分析・評価が行われることになる。すなわち、相互関連性 (interconnectedness)、非代替性 (lack of substitute)、規模、レバレッジ、流動性リスク、マチュリティ・ミスマッチ、既存の規制当局の監視の程度 (existing regulatory scrutiny) という6つのカテゴリーに関する評価が行われる。なお、これらのカテゴリーは、ドッド・フランク法113条に規定する10項目の要件に対応するものとなっている (図表1)。

ステージ2では一般に、公表情報に加えて対象となるノンバンク金融会社の規制当局 (証券取引委員会 (SEC)、商品先物取引委員会 (CFTC) 等の第一義的な監督当局) や外国ノンバンク金融会社の母国当局が有する情報、さらにはノンバンク金融会社から自発

⁷ デリバティブの公正価値は、現在はカレント・エクスポージャーで把握されるが、FSOCはSECおよびCFTCがOTCデリバティブ(スワップおよび証券派生スワップ)に関するレポーティング規則を策定した後は、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーで評価するとしている。

図表1 ドッド・フランク法上の検討事項と6つのカテゴリーの関係

法律上の検討事項	対応するカテゴリー
(1) 当該会社のレバレッジの程度	レバレッジ
(2) 当該会社のオフバランスシート・エクスポージャーの程度・性質	規模、相互関連性
(3) 当該会社の他の重大なノンバンク金融会社および重大な銀行持株会社との取引・関係性の程度・性質	相互関連性
(4) 当該会社の家計、企業、州・地方政府への信用供給源、米国金融システムへの流動性供給源としての重要性	規模、非代替性
(5) 当該会社の低所得またはマイノリティ、サービスが不十分な地域社会への信用供給源としての重要性、当該会社の破綻がそうした地域社会における信用供与の利用可能性に与える影響	非代替性
(6) 資産が当該会社により所有ではなく管理されている程度、管理資産の所有の分散の程度	規模、相互関連性、非代替性
(7) 当該会社の性質または範囲、規模、集中度、相互関連性、業務の組み合わせ	規模、相互関連性、非代替性
(8) 当該会社が第一義的な規制当局に規制されている程度	既存規制当局の監視の程度
(9) 当該会社の金融資産の額および性質	規模、相互関連性
(10) 短期資金調達への依存の程度を含む当該会社の負債の額・種類	流動性リスクおよびマチュリティ・ミスマッチ、規模、相互関連性
(11) FSOCが適切と判断するその他のリスク関連事項	追加的なリスク関連要素に基づく適切なカテゴリー

(出所) FSOC ガイダンスより野村資本市場研究所作成

的に提供される情報に基づいて、対象会社のリスク・プロファイルに関する分析が行われる。この段階で、FSOC はノンバンク金融会社に係る規制当局や関係する母国当局との間で協議を始めることになる。リスク・プロファイルを評価するための6つのカテゴリーの位置づけと、そのカテゴリーにおいて具体的に考慮される要素は以下のとおり。

相互関連性

- 相互関連性は、ノンバンク金融会社の重大な財務ストレスまたは業務から生じる影響を伝える導管（conduit）となる金融会社間の直接的、間接的なつながり（linkage）を把握。相互関連性を評価する際には、以下の要素が考慮される。
 - a) 対象会社へのカウンターパーティのエクスポージャー：デリバティブ、再保険、ローン、証券貸借取引、決済・清算業務を支えるクレジット・ラインを含む
 - b) 対象会社のカウンターパーティの数、規模、財務の健全性：カウンターパーティの資本に対比した対象会社に対するカウンターパーティのエクスポージャー比率を含む
 - c) 対象会社の主な契約上のカウンターパーティの特定：特定の会社によってファイナンスされる対象会社の資産の集中度合いと対象会社のカウンターパーティの市場における重要度を考慮
 - d) 対象会社のグロス、ネットのデリバティブ・エクスポージャーの総計とデリバティブ・カウンターパーティの数
 - e) 対象会社が参照エンティティとなっているグロスのCDS 想定元本の額
 - f) 借入金残高および債券発行残高：対象会社のファンディング・ソースの把握

非代替性

- 非代替性は、ノンバンク金融会社が特定の市場から退出した場合に、他の金融会社が同様の金融サービスを適時に、同様の価格および質で提供できる程度を把握。非代替性はまた、FSOC が米国の金融の安定に不可欠であると判断した市場において、ノンバンク金融会社が主要なあるいは圧倒的なサービスの提供者となっている状況を把握。非代替性の評価には、以下が検討される。
 - a) 適切な定量指標を利用した対象会社の市場シェア、対象市場における競争相手：例えば、オリジネートしたローン、ローンの残高、取引量
 - b) 期間を通じた金融機関間の市場シェアの安定性
 - c) 主要な市場として類似の経済機能を提供する商品やサービスの対象会社および競争相手の市場シェア

規模

- 規模は、ノンバンク金融会社が提供する金融サービスまたは金融仲介の量を把握するほか、ノンバンク金融会社の財務上のストレスが他の金融会社や金融システムに波及する影響の程度を反映。規模の評価として、以下が考慮される。
 - a) 財務報告基準における連結総資産・負債
 - b) リスク・アセット：多様な業界に適用
 - c) 対象会社に損失のリスクが存在するオフバランスシートのエクスポージャー：例えば、クレジット・ライン。外国ノンバンク金融会社の場合は、米国に関連するオフバランスシートのエクスポージャーの程度と質に基づき評価
 - d) 対象会社が所有せず管理する資産の程度、顧客資産の所有者の分散の程度
 - e) ローン種別のローン・オリジネーションの件数、ドル建て総額

レバレッジ

- レバレッジは、自己資本に対比したノンバンク金融会社のエクスポージャーまたはリスクを把握。レバレッジは資本に対する負債の比率として測定される場合と資本に対する経済的なリスクの比率として表される場合がある。レバレッジを評価する際には、以下の要素が考慮される。
 - a) 総資本対比で測定する総資産および総負債：財務レバレッジを測定
 - b) 総資本またはネットの管理資産（asset under management）に対比したデリバティブのグロスの想定元本、オフバランスシート債務のエクスポージャー：対象会社がオフバランスでレバレッジをどの程度かけているかを把握
 - c) レバレッジ比率の変化：ノンバンク金融会社の急速なリスク・プロファイルの増大を測る指標

流動性リスク、マチュリティ・ミスマッチ

- 流動性リスクは一般に、ノンバンク金融会社の短期資金調達ニーズに対して、キャッシュフロー、償還期限が到来した資産、簿価と同程度の価格で売却可能な資産を通じて、またはファンディング市場へのアクセスを通じて、十分に資金が調達

できないリスク。一方、マチュリティ・ミスマッチは、資産と負債の間のマチュリティの相違を表すものであり、ノンバンク金融会社が資金調達へのアクセスが困難なストレス時に生き残り、イールドカーブのショックに耐える能力に影響する。流動性リスク、マチュリティ・ミスマッチに関しては、以下の点が評価される。

- a) レベル 2、レベル 3 に分類される資産の割合：バランスシートが、バリュエーションが困難かつ潜在的に流動性の低い証券で構成されているかどうかを測定
- b) 流動資産比率：対象会社の短期債務の返済能力を測定
- c) 担保として拘束されていない流動性の高い資産のネット・キャッシュ・アウトフローに対する比率：短期のストレス・シナリオへの対処を把握
- d) 総負債に占める期限前償還が可能な債務の割合：対象会社が金利の変化に対応してファンディング・ポジションを管理する能力を測る指標
- e) 資産担保ファンディングとその他のファンディングの割合：特定のクレジット市場において対象会社のストレスの影響の受けやすさを把握
- f) 資産・負債のデュレーションとギャップの分析：資産・負債の価格の再評価およびマチュリティのマッチングをどの程度十分に行っているかを把握
- g) 総負債および総資産に対する短期債務比率：対象会社の短期調達市場への依存度の指標

既存の規制当局の監視の程度

- ノンバンク金融会社がすでに対象となっている規制の程度を考慮。具体的には以下の点が考慮される。
 - a) 連結ベースの監督の存在：対象会社の非規制対象エンティティおよびグループがグループ・ベースで監督されているかどうか
 - b) 投資ファンドの場合：SEC または CFTC、銀行規制当局、保険規制当局に対するファンドまたはファンド・マネージャーの登録の有無
 - c) 保険会社の場合：主たる金融規制当局の数、主要な州規制当局の数の評価
 - d) 外国をベースとするエンティティの場合：母国監督当局により管理されエンフォースメントされる連結ベースのプルデンス規制の程度
 - e) 詳細かつ適時の規制上のレポート義務、資本・流動性規制、エンフォースメント、破綻処理を求める現行の規制当局の能力

対象となるノンバンク金融会社について、上記の 6 つのカテゴリーに関するリスク・プロファイルの分析・評価を経て、対象会社のさらなる分析・評価が必要であると判断された場合、次のステップとしてステージ 3 の分析・評価が行われることとなる。

ステージ 3 における分析・評価

ステージ 3 では、ステージ 1 およびステージ 2 で利用した情報に加えて、対象となるノンバンク金融会社から直接収集した情報に基づいてさらなる分析・評価が行われる。ステージ 3 においては、ノンバンク金融会社の重大な財務上のストレスまたはその性質、範囲、規模、集中度、相互関連性、業務の組み合わせが、米国の金融の安定に対する脅威となるかどうかという点に評価の焦点が当てられる。

ステージ 3 での評価が必要となるノンバンク金融会社に対しては、FRB の監督下に置き特定のプルーデンス規制を適用する決定に関して検討の対象となっている旨を伝える通知 (Notice of Consideration) が発出される。また、当該通知は、FSOC が評価を行うに当たって必要な情報をノンバンク金融会社に要求することを伝えるとともに、決定の検討対象となっていることに対してノンバンク金融会社が FSOC に書面で反駁する機会を与える。

ノンバンク金融会社から直接収集される情報としては、ノンバンク金融会社の内部アセスメント、リスク管理に関する内部手続き、ファンディングの詳細、カウンターパーティ・エクスポージャーまたはポジション・データ、戦略に関する計画、買収・譲渡の可能性、ビジネスやストラクチャーにおいて米国の金融の安定に脅威をもたらすことが想定される変更といった守秘性の高いビジネスに関する情報が含まれる。ステージ 1 やステージ 2 に比べると、ステージ 3 ではより定性的な分析・評価が重視されることとなり、ノンバンク金融会社のレゾルバビリティ (= 破綻処理の実行可能性)、オペレーションの不透明性、複雑性、既存の規制当局の監視の程度や質が考慮されることとなる。

特に、ステージ 3 ではレゾルバビリティの評価が重要となる。レゾルバビリティの評価としては、ノンバンク金融会社の法的なストラクチャー、ファンディングのストラクチャー、オペレーション上のストラクチャーの複雑性や、迅速かつ秩序だった破綻処理を妨げるような障害が考慮される。また、ノンバンク金融会社のレゾルバビリティの評価には、リーガル・エンティティの機能やクロスボーダーでのオペレーションの問題に関する分析も含まれる⁸。

FSOC はステージ 3 において上記の分析・評価を実施し、最終的な決定を行う前に、必要に応じてノンバンク金融会社に係る規制当局や関係する母国当局との協議を諮ることとなる。FSOC は、ステージ 3 の分析・評価を終えてノンバンク金融会社に係る決定を行う前に、対象となるノンバンク金融会社に対して証拠となる記録 (evidentially record) が完了した旨の通知を行うこととなる。

⁸ 具体的には、機能を分離し、サービスまたはビジネスラインを分離する能力、既存または新たなリーガル・エンティティやストラクチャーにおいて不可欠なサービスの継続性を維持しながら、回復または破綻処理のシナリオの下でフランチャイズ・バリューを維持する可能性、ノンバンク金融会社の流動性およびファンディング、決済オペレーション、リスク管理ニーズに関するグループ内依存の程度、ノンバンク金融会社のグループ内取引の規模と性質が含まれる。

最終決定までの手続き

以上の3段階の決定プロセスを経て、FSOCはノンバンク金融会社に関する決定を行う。最終決定までのプロセスを確認すると、まず、FSOCはそのメンバーの3分の2以上の投票（議長の賛成票を含む）をもって、対象となるノンバンク金融会社をFRBの監督下に置き、特定のプルーデンス規制を求めることについての「決定案」（Proposed Determination）を議決する。その後、FSOCは決定案が議決されたことに関して、その理由とともに対象のノンバンク金融会社に通知することとなる⁹。

通知を受けたノンバンク金融会社は、ドッド・フランク法113条の規定に基づいて、通知を受けた日から30日以内に決定に対して反証するためのヒアリングを要請することができる。FSOCは、要請を受けた日から30日以内にヒアリングを実施しなければならない。そして、FSOCはヒアリング実施後60日以内に、対象のノンバンク金融会社をFRBの監督下に置き特定のプルーデンス規制の対象にすることに関する最終的な決定（final determination）について、3分の2以上の投票（議長の賛成票を含む）をもって議決する¹⁰。最終的な決定が議決された場合、FSOCは対象のノンバンク金融会社に書面で通知を行うことになる。一方、ドッド・フランク法113条は、ノンバンク金融会社に対して、最終的な決定の通知を受け取ってから30日以内に、決定の破棄を求める司法審査を連邦地方裁判所に求める権利を与えている。

今後の注目点

FSOCによる2回目の規則提案とガイダンスが提示したノンバンク金融会社に関する決定プロセスは、当初の規則提案と比べると、ステージ1において定量的な情報に基づくスクリーニングが導入されたことで客観性は向上した。この結果、スクリーニングの基準を満たさないノンバンク金融会社にとっては、自らが検討対象とならないことを確認することが可能になり、予見性は改善されることとなる¹¹。

他方、スクリーニングの基準を超えるノンバンク金融会社については、ステージ2、ステージ3とさらなる分析・評価が行われる。確かに、ステージ1のスクリーニングでは、客観性が確保される一方で、ステージ2では6つのカテゴリーに関する評価が行われ、さらにはステージ3になるとレゾルバビリティ、オペレーションの不透明性、複雑性、既存の規制当局の監視の程度までもが評価対象となることから、FSOCの判断によって結果が左右される。すなわち、FSOCは依然として強い裁量権をもっていることには留意が必要

⁹ なお、決定案の議決前でも議決後でもステージ3の分析・評価が行われたノンバンク金融会社について、FSOCが決定の検討を止めた場合には、その旨が対象会社に通知される。

¹⁰ ノンバンク金融会社がヒアリングを要請しない場合には、FSOCは最終的な決定を通知することとなる。

¹¹ ただし、デービス・ポーク法律事務所は、ステージ1のスクリーニングの基準を満たさないノンバンク金融会社であっても、FSOCの裁量によってステージ2の分析・評価の対象に含まれる可能性を指摘している。

であろう¹²。

なお、当初の規則提案では、情報公開法（FOIA）の下、ノンバンク金融会社が FSOC に提供する守秘性の高い情報が一般に公表される可能性があることに関して、金融業界から強い懸念が示された。これに対して 2 回目の規則提案は、ノンバンク金融会社から提供されたデータおよび情報、報告を機密（confidential）の取り扱いとすることを FSOC に要求しているが、デービス・ポーク法律事務所やデベボイス・プリンプトン法律事務所は、ノンバンク金融会社から FSOC に提供された情報は依然として情報公開法の下にあることを指摘している。

今後のスケジュールを確認すると、FSOC は当初、2011 年 4～6 月にノンバンク金融会社の決定に関する最終規則を策定する予定であったが、すでにその予定は大幅に遅れている。FSOC は現時点で最終規則化の予定を明らかにしていない。これに関してデベボイス・プリンプトンは、最終規則およびガイダンスは 2012 年春までに最終化され、ノンバンク金融会社の最初の決定は 2012 年夏以降になるとの見通しを明らかにしている¹³。いずれにしても、システム上重要なノンバンク金融会社の決定に関する最終規則化と、その後を開始される実際の指定の検討の動きを注意深く見守る必要がある。

¹² かつて FRB のタルー口理事は、FRB の監督下に置かれ特定のブルーデンス規制が適用されるノンバンク金融会社は少数であるとの見方を示していたが、最近では規制当局者からそのような趣旨の発言はみられない。

¹³ Debevoise & Plimpton, “FSOC Release Proposed Rule and Guidance on its Process to Designate Non-bank Firms as Systemically Significant,” November 2011.